

令和7年度「脱炭素アクションみぞのくち」PR業務委託に係る
企画提案書評価委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 「令和7年度「脱炭素アクションみぞのくち」PR業務委託」に係る企画提案書の特定を行うため、令和7年度「脱炭素アクションみぞのくち」PR業務委託に係る企画提案書評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 提出された企画提案書を評価し、1社を特定すること。
- (2) その他企画提案書の評価に関すること。

(評価方法)

第3条 第2条第1号に定める企画提案書の評価は、別紙「評価方法について」によるものとする。

(組織)

第4条 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

(委員長)

第5条 委員会に委員長1人を置き、脱炭素戦略推進室長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長が欠席の場合は、副委員長が会務を総理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員の定数の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員は、会議に出席できないときは、指名する者を代理で会議に出席させることができる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、環境局脱炭素戦略推進室に置く。

(期間)

第8条 委員会の設置期間は、受託業者選定の日までとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月8日から施行する。

別 表

役 職	所 属
委 員 長	環境局脱炭素戦略推進室長
副 委 員 長	環境局脱炭素戦略推進室担当課長
委 員	総務企画局シティプロモーション推進室担当課長
委 員	環境局総務部企画課長
委 員	環境局生活環境部担当課長（廃棄物政策担当）
委 員	高津区役所まちづくり推進部企画課長

評価方法について

1 評価方法

次に定める評価項目について、企画提案書の書類審査により評価を行う。

(1) 評価項目

評価区分	評価項目	評価の着眼点
取組姿勢	①目的等の理解度	本業務の目的を理解し、本市の方向性と合致した提案となっているか
	②付加価値の創出	これまでの脱炭素アクションみぞのくちの取組を活かしながら、付加価値を生み出す提案となっているか
	③地域資源の活用	脱炭素アクションみぞのくち推進会議事業者の取組など、地域資源の活用につながる提案となっているか
PR 業務	④PR のアイデア・手法等	PR について、本業務のロゴ等の露出拡大や市民をターゲットとして「何気なく・身近」といった切り口から「脱炭素アクションみぞのくち」の認知向上、話題創出による情報拡散につながる提案となっているか
	⑤事業者の取組の活性化	PR について、脱炭素アクションみぞのくち推進会議事業者等の各団体が、脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」で脱炭素化に資する取組の参入につながる提案となっているか
イベント	⑥イベントのアイデア・手法等	イベント「脱炭素アクションみぞのくち広場」について、創意工夫を凝らした魅力的かつニュースバリューを有する提案となっているか
	⑦当事者意識の醸成	イベント「脱炭素アクションみぞのくち広場」について、参加者が脱炭素を身近・面白いと感じるきっかけの提供や、当事者意識の醸成を促す提案となっているか
実施体制	⑧事業スケジュール	事業スケジュールは適切か
	⑨専門的知識・人員配置	本業務の遂行にあたり専門的な知見等を有しており、安定かつ確実に業務を遂行できる人員配置となっているか
見積	⑩提案内容と見積書の整合性	提案内容と見積額とのバランスは取れているか

(2) 評価の着眼点及び配点

評価の着眼点については（１）に記載のとおり。

評価項目ごとに５点満点とし、絶対評価による客観的採点を行う。

（優秀：５点、良好：４点、普通：３点、やや劣る：２点、劣る：１点）

2 順位の決定方法

事務局は、出席委員の「企画提案評価シート」（様式）を集計し、合計点を評価委員会に示し、評価委員会が順位を決定する。

基準点を満点の6割以上とし、基準点を超えた業者について適正と判断する。

なお、同点の企画提案が複数あった場合には、委員の協議により順位を決定する。